文教厚生常任委員会

コロナ禍の学童保育室

各学童とも手洗いうがいの励行、マスクの着用、室内の消毒、2箇所以上の窓を開けての換気、体温37・5℃以上の場合登園自粛の対策を講じているとの報告を受けた。

太陽光発電の条例制定に向けて

比企丘陵農業遺産推進協議会アドバイザーであり、川島町環境保全審議会会長として、川島町の条例制定にかかわられた、立正大学教授後藤真太郎先生に嵐山町の条例制定にご指導をお願いした。

●川島町の条例の特徴と運用のポイントについて

(1)適正な維持管理

(2)負の遺産を残さない

(3)条例の施行前に設置された太陽光発電設備についても、維持管理に係る部分は適用対象としている。

●嵐山町の現状における課題と条例作成のポイントについて

(1)事前協議の義務化

太陽光発電建設について業者と共に行政の課題に取り組む。

(2)適正な維持管理の規定

被害補償、現状復帰、事業を終了するまでの責任体制、事業者が所在不明になった場合の対応など、負の遺産を残さない。

●太陽光発電設置禁止区域を条例で設定することについて

自治体の姿勢が問われるので慎重に審議する必要がある。文化財や自然保護の観点から考えると良い。

以上の助言等を参考に担当課長にも出席を求め、条例案の修正協議を重ねた。

施行期日や、遡及適用の範囲など、まだ検討の必要があるものの、パブリックコメントを実施する。

嵐山町太陽光発電設備設置条例 制定への思いとは…

嵐山町内に多くの太陽光発電施設が設置されています。

さらに近年は、山林などに大規模な施設を設置する動きがみられているため、委員会では自然環境・景観を守るため、また、降雨や地震などによる二次被害が心配なために条例を制定することにしました。

条例の主な内容は、届出の対象を発電出力の合計が10キロワット以上とすること（第9条）、説明会の開催から協定の締結まで（第12条～第16条）、適正な維持管理（第21条～第32条）などです。

なお、既設事業についても、適正な維持管理に関する規定（第19条～第32条）の適用を検討しています。

また、条例制定議案は、令和3年9月議会に上程する予定ですが、施行日は周知期間等を含め検討中です。

写真はイメージです

パブリックコメントを実施します

嵐山町太陽光発電設備設置事業に関する条例（案）

文教厚生常任委員会では、「嵐山町太陽光発電設備設置事業に関する条例」の制定に向けて取り組んでいます。

期　間

5月10日(月)～5月31日(月)

意見提出期限

5月31日(月)

条例等の閲覧場所

- 町ホームページ
- 議会事務局窓口
- ふれあい交流センター
- 知識の森図書館

意見を提出できる方

- 町内に住所がある方
- 町内に事務所または事業所を持つ方
- 町内の事務所または事業所に勤務する方
- 町内の学校に在学する方
- 町税の納税義務がある方
- パブリックコメント手続に関して利害関係があると認められる方（含む町外）

意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出

- 議会事務局窓口へ持参または郵送（意見提出期限必着）
- ファックス（町ホームページ掲載）
- 電子申請（町ホームページより）

意見提出様式

嵐山町パブリックコメント手続意見提出書により提出してください。意見提出書は次の方法により提供します。

- 町ホームページに掲載
- 条例等の閲覧場所に設置

※住所、氏名、電話番号を必ず記入してください。匿名は意見として扱えません。

※意見への個別回答は行いません。

嵐山町太陽光発電設備設置事業に関する条例（案）

嵐山町太陽光発電設備設置事業に関する条例

（目的）

第1条　この条例は、町内における太陽光発電設備の設置、維持管理及び撤去等に関し必要な事項を定めることにより、町民の生命及び財産の保護、良好な景観の形成、豊かな自然環境及び生活環境の保全並びに地域との共生を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条　嵐山町は比企丘陵の中核に位置し、菅谷館跡をはじめ、歴史と美しい山河で形成される。この町民共有の財産を守るとともに、現在及び将来、その保全及び活用が図られなければならない。

（定義）

第3条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)太陽光発電設備　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条に規定する太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であって、土地に自立して設置されるものをいう。（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するもの及び農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光を設置するものを除く。）

(2)太陽光発電設備設置事業　第8条に規定する抑制区域内に太陽光発電設備を設置し（当該太陽光発電設備を設置するために行う木竹の伐採、土地の造成その他土地の区画形質の変更を含む）、又は維持管理する事業をいう。

(3)事業者　太陽光発電設備設置事業を行う者をいう。

(4)事業区域　太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。

(5)土地所有者等　事業区域内に在る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(6)地域住民等　事業区域に係る区長その他事業により影響を受ける者であって規則で定めるものをいう。

（町の責務）

第4条　町は、第1条に定める目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（土地所有者等の責務）

第5条　土地の所有者等は、第1条に規定する目的を達成するため、事業区域を適正に管理しなければならない。

（事業者の責務）

第6条　事業者は関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、良好な景観形成並びに豊かな自然環境及び町民の生活環境の保全に十分配慮するとともに、地域住民等との良好な関係に配慮しなければならない。

（地域住民等の責務）

第7条　地域住民等は、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。